

○議案第57号 守口市国際交流センターの指定管理者の指定について

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、守口市国際交流センターの指定管理者の指定期間が平成28年3月末をもって満了し、また、同センターは、平成28年11月に新庁舎へ移転する予定であることから、平成28年4月から10月末までの7ヶ月間の期間において、引き続き、公益財団法人守口市国際交流協会を、当該施設の指定管理者に指定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、旧市民会館の廃止以降、同センター内の会議室は、利用者数が増えてきており、今後、広く市民が利用できる会議室の確保について検討されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。